

化学肥料低減対策緊急整備事業 事業受付に係る注意点について

事業実施にあたり留意していただきたいこと

- 化学肥料の使用量の低減に取り組み、肥料価格等の高騰による影響を受けにくい農業経営の実現につながっていること（事業実施の効果）を示す必要があります。
別記第1号様式添付書類として、**受益者別の化学肥料低減取組の実施内容の説明資料**（品目・面積・整備の内容・化学肥料の低減取組内容等が記載されたもの）を作成してください。

- また、当該事業で着手される化学肥料の使用量の低減に関する取組は、みどり法に基づく県基本計画で定める環境負荷低減に向けた取組であることから、機械導入される農業者にはみどり認定の検討をお願いします。

その他

- 補助事業での買い替え（いわゆる単純更新）は対象外です。新規導入もしくは機能向上する場合に限り、補助対象となります。

- 令和9年2月28日までに支払と実績の報告が必要になります。

- 農業機械の購入にあたっては、3者見積もりを行い、その結果に基づく契約及び発注として下さい。3者見積もりの結果等については、交付申請までに提出願います。